



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
総務監察課法制文書室

定期第797号 令和7年3月4日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
102	特定第1号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
103	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
104	解除予定保安林に関する通知を受けた件の一部を訂正する件	同

### 【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用政策課

### 【監査委員公表】

番号	表題	担当課名
4	定期監査の結果公表	

徳島県告示第百二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第一号漁業者の同意が同条第一項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和七年三月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第一号に掲げる漁業

あわび（とこぶしを含む。）をとる漁業

加入区の名称	加入区の区域	水域
あわび阿部加入区	阿部漁業協同組合の地区	共第百二十号漁業権の漁場の区域

徳島県告示第百三三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年三月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
三好市東祖谷若林二二五の一八、二二五の一九（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四百号

令和七年徳島県告示第十五号（解除予定保安林に関する通知を受けた件）の一部を次のように訂正する。

令和七年三月四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一中「三好市東祖谷若林二二五の一九」の下に「（次の図に示す部分に限る。）」を加える。

三の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

鳴門病院労働組合から二〇二五年春闘の要求に関して令和七年三月五日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和七年三月四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

鳴門市撫養町黒崎小谷三十二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場

## 徳島県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和6年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月4日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	眞貝浩司
同	古野司

### 1 監査基準

定期監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

### 2 監査の対象

令和7年1月14日から令和7年2月19日までの間に、別表に記載の41機関において実施した。

### 3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

### 4 監査の実施内容

令和5年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

### 5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第1号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

#### (1) 調定に関する事務で適切でないもの

##### < 板野高等学校 >

教育財産有償貸付契約において、貸付料の調定が遅延しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

#### (2) 現金収入に関する事務で適切でないもの

##### < 脇町高等学校 >

歳入を直接収納したときは、特別の理由がある場合を除き、即日指定金融機関等に払い込まなければならないにもかかわらず、払込みが遅れているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(3)特殊勤務手当の支給で適切でないもの

< 城東高等学校 >

特殊勤務手当について、業務区分を誤って支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 徳島科学技術高等学校 >

特殊勤務手当について、業務区分を誤って支給しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(4)支出事務で適切でないもの

< 池田支援学校 >

年度末において執行残が見込まれる予算から、次年度以降に使用する郵便切手を購入している。今後、適正な予算執行に努める必要がある。

別表

監 査 対 象 機 関
総合教育センター
しらさぎ中学校
富岡東中学校
川島中学校
城東高等学校
城南高等学校
城北高等学校
徳島北高等学校
城西高等学校
徳島科学技術高等学校
徳島商業高等学校
徳島中央高等学校
小松島高等学校
小松島西高等学校
富岡東高等学校
富岡西高等学校
阿南光高等学校
那賀高等学校
海部高等学校
鳴門高等学校
鳴門渦潮高等学校
板野高等学校
阿波高等学校
名西高等学校
吉野川高等学校
川島高等学校
阿波西高等学校

監 査 対 象 機 関

穴吹高等学校  
脇町高等学校  
つるぎ高等学校  
池田高等学校  
城ノ内中等教育学校  
徳島視覚支援学校  
徳島聴覚支援学校  
板野支援学校  
国府支援学校  
鴨島支援学校  
ひのみね支援学校  
阿南支援学校  
池田支援学校  
みなと高等学園